

令和 3 年(2021 年) 4 月 15 日付け札幌市交通局告示第 97 号について、下記のとおり訂正告示する。

令和 3 年(2021 年) 4 月 21 日

札幌市交通事業管理者  
交通局長 浦田 洋

記

1 訂正する内容

札幌市交通局告示第 97 号の工事番号「21 (交) 第 3510 号」工事名「社会資本整備総合交付金事業 電車事業所改良建築ほか工事」にかかる入札説明書の一部を、下記のとおり訂正する。

2 訂正箇所

入札説明書 3-(2) の工事名について訂正する。

【訂正前】

(2) 工事名 電車事業所改良事業に伴う建物の解体・新築工事

【訂正後】

(2) 工事名 社会資本整備総合交付金事業 電車事業所改良建築ほか工事

3 入札説明書 (訂正後)

別紙のとおり

4 契約担当部局

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号  
札幌市交通局事業管理部総務課契約係  
電話 011-896-2709

# 入札説明書

令和3年札幌市交通局告示第97号に基づく入札等については、札幌市交通局契約規程、札幌市交通局物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規程その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 告示日

令和3年（2021年）4月15日

## 2 契約担当部局

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号  
札幌市交通局事業管理部総務課契約係  
電話 011-896-2709  
FAX 011-896-2790

## 3 工事概要

(1) 工事番号 21（交）第3510号（調達案件番号：2190351011）

(2) 工事名 **社会資本整備総合交付金事業 電車事業所改良建築ほか工事**

(3) 工事場所 札幌市中央区南21条西16丁目

(4) 工事内容 電車事業所改良事業に伴う建物の解体・新築工事

(5) 工期 着手の日から令和8年7月31日まで

なお、部分引渡しについては、27（7）のとおりとする。

## 4 発注方式

この工事は、単体企業による請負方式又は特定共同企業体による共同請負方式である。

## 5 入札参加資格

この入札に参加しようとする者（単体企業又は特定共同企業体を構成するすべての構成員）は、下記の共通事項の条件をすべて満たしていなければならない。また、告示文11に定める条件を満たしていない者は、落札者としなないものとする。

## 【共通事項】

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 3・4 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に工種「建築」で登録していること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、交通事業管理者が別に定める手続に基づき工種「建築」の再認定を受けていること。）

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、下記 11(1) の入札の期限日の前日から起算して 10 日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

### ア 申請先

札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

電話 011-211-2152

### イ 申請に必要な書類の入手方法

上記アの場所で交付するほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

[http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9\\_wto.html](http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html)

- (3) 上記(2)の令和 3・4 年度札幌市競争入札参加資格者名簿の登録の際に客観的事項について算定された点数が、「建築」で 1,000 点以上であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 5 月 31 日交通事業管理者決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)に掲げる再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(7) 次に掲げる条件を満たす工事について、元請としての施工実績があること。ただし、当該施工実績は、平成18年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが進んでいるもの（共同企業体により施行した工事の場合は、出資比率が20%以上であること。）であること。

ア 単体企業及び共同企業体の代表者：1棟の延べ面積（増改築の場合は、その工事部分の床面積）が4,000m<sup>2</sup>以上の建物の新築又は増改築工事に係る建築工事

イ 共同企業体の代表者以外の構成員：1棟の延べ面積（増改築の場合は、その工事部分の床面積）が2,000m<sup>2</sup>以上の建物の新築又は増改築工事に係る建築工事

(8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

ア 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ 申請者と3カ月以上の雇用関係にあること。

(9) 上記3に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。

(10) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。

(11) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

(12) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者がこの入札に参加していないこと（同一特定共同企業体の構成員との間で、この関係を有する者は除く。）。

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における

監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 6 特定共同企業体で入札に参加する場合

特定共同企業体で入札に参加しようとする者は、その構成員のすべてが上記5に定める条件を満たし、かつ、特定共同企業体の結成条件として下記(1)から(6)までの条件を満たしていなければならない。

(1) 構成員の数が、2又は3社であること。

(2) 各構成員が本工事の入札において、単体企業として入札参加又は2以上の共同企業体の構成員とならないこと。

- (3) 事業協同組合等の組合と当該組合の組合員とが同一の共同企業体の構成員とならないこと。
- (4) 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。
- (5) 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- (6) 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

#### 7 設計業務等の受託者

上記5(9)の「上記3に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社 ドーコン

#### 8 入札参加資格の確認

- (1) この入札に参加を希望する者は、次に従い、申請書及び資料を電子入札システム又は持参により提出し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

なお、上記5(2)に掲げる登録及び申請をしていない者（以下「未登録者」という。）及び未登録者を構成員とする特定共同企業体についても次に従い申請書と資料を提出することができる。この場合において、当該未登録者が上記5(1)及び5(4)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記5(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者及び当該確認を受けた特定共同企業体が入札に参加するためには、当該未登録者が開札の時において、上記5(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

持参による場合は、提出期限までに上記2へ直接持参すること。この場合、電子入札システムによる入札書の提出は行うことができない。

期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

#### ア 提出期間

令和3年4月15日（木）から令和3年5月10日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日

(ア) 電子入札システムによる場合

午前8時00分から午後8時00分まで

※ 初日は午後1時00分から。最終日は午後5時00分まで

(イ) 持参による場合

午前8時45分から午後5時15分まで

(2) 申請書は、別添様式1により作成すること。また、札幌市交通局入札情報サービス（<http://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/index.html>）においてダウンロードすることができる。なお、上記2に示す契約担当部局においても交付する。

(3) 上記5(7)に掲げる同種の工事の施工実績の確認を行うにあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績をもって行う。

(4) 資料は、次に従い作成すること。

なお、下記アの同種の工事の施工実績については、平成18年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

ア 同種工事施工実績書

上記5(7)に定める条件を満たす工事の施工実績を別添様式2に記載すること。記載できる同種の工事の施工実績の件数は3件までとする。

なお、特定共同企業体については、上記5(7)に定める条件を満たす工事の施工実績を構成員ごとに別添様式2に記載すること。記載できる同種の工事の施工実績の件数は各構成員につき3件までとする。

イ 同種工事の施工を証する書面

上記アの同種工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証する書類（契約書の写し又は施工証明書等）を添付すること。また、当該工事の

施工内容が確認できる書類（工事カルテ、図面、設計書等）を添付すること。（共同企業体による実績である場合は、協定書も添付すること。）

なお、書面の記載が日本語によらない場合には、日本語に訳した書面（様式は自由）を添付すること。

#### ウ 配置予定技術者経歴書

上記 5 (8)に掲げる配置予定の技術者の資格等を別添様式 3 に記載し、保有している資格を確認できる書類、雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）と、監理技術者については監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

（※ 特定共同企業体の場合、監理技術者の配置は代表者 1 社で足りるが、その他全ての構成員からそれぞれ主任技術者を配置すること。）

複数の候補技術者を配置予定技術者とする場合においては、複数の配置予定技術者を記入することができる。この場合、契約締結時に候補者の中から配置予定技術者を選択し、その旨を書面で提出すること。

また、単体企業の場合は当該企業、特定共同企業体の場合はその構成員が同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、当該申請者（特定共同企業体の場合は、そのすべての構成員）に対して、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。

#### エ 特定共同企業体協定書（特定共同企業体により申請を行う場合）

特定共同企業体協定書は、札幌市交通局工事等共同企業体取扱要綱（平成 14 年 10 月 8 日管理者決裁）別表の様式（別添様式 4）により作成すること。

#### オ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出すること。

(5) 入札参加資格の通知

入札参加資格については、申請書及び資料の提出期限の日を基準日として確認を行う（上記5(2)及び(3)については、登録確定時）。また、その結果については、令和3年5月21日（金）までに電子入札システムにより通知する（予定）。電子入札を利用できない者については別途通知する。

(6) その他

ア 電子入札システムにより提出する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、原則として次の(ア)～(オ)によるものとする。

(ア) Microsoft Word Word形式

(イ) Microsoft Excel Excel形式

(ウ) PDFファイル Adobe Readerで読み取りが可能なPDF形式

(エ) 画像ファイル JPEG形式又はGIF形式

(オ) その他特別に認めたファイル

イ 電子入札システムにより提出する資料のファイル名には、資料名及び調達案件番号を記載し、「・」又はスペース（空白）により区切ること。

【記載例：配置予定技術者経歴書・2190351011】

※ 「罫」などの特殊文字は、送信時にエラーの原因となる場合があるため使用しないこと。

ウ 電子入札システムを利用して入札に参加しようとする者が、次の(1)～(3)に該当する場合、提出期限までに、上記2に示す契約担当部局へ、書面により資料を提出することができる。この場合、札幌市交通局工事等電子入札実施要領（平成21年3月31日管理者決裁。以下「電子入札要領」という。）第7条第6項に定める電子入札様式1により、書面により資料を提出する旨を記載した電子ファイルを作成し、上記8(1)に定める申請書を提出する際に、必ず添付すること。また、必ず資料一式を提出するものとし、電子ファイルによる提出との併用は認めないものとする。

(1) 電子ファイルで提出する資料の容量が3MBを超える場合

(2) 資料が紙媒体によるものである等、電子ファイルの作成が困難である場合

(3) その他、交通事業管理者が特に必要と認める場合

エ 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

カ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

キ 提出期限以降における申請書又は資料の書き換え、差し替え及び再提出は認めない。

## 9 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、その事由についての説明を書面（様式は自由）により求めることができる。

ア 提出場所 上記 2 に同じ

イ その他 書面は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

(2) 説明を求めた者に対しては、請求日から 14 日以内に書面により回答する。

## 10 設計図書の閲覧

(1) 本工事に係る設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和 3 年 4 月 15 日（木）から令和 3 年 6 月 4 日（金）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

イ 閲覧場所 〒004-8555

札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号

札幌市交通局庁舎 3 階

札幌市交通局事業管理部総務課契約係カウンター

(2) 設計図書（図面を含む）については、札幌市交通局入札情報サービスよりダウンロードすることができる。

(3) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、電子入札システム、送付、F A X 又は持参により提出すること。なお、電子入札システムを利用する場合、質問事項は説明要求内容欄にできるだけ直接入力すること

とし、同欄には質問者の名称等は入力しないこと。

ア 提出期間 令和3年4月15日（木）から令和3年5月25日（火）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで

（電子入札システムにおいては、午前8時00分から午後8時00分まで）

イ 提出場所 上記2に同じ

(4) (3)の質問に対する回答は、質問者に対しては、電子入札システム又はFAX等により回答する。また、次のとおり閲覧に供するほか、電子入札システムにおいても閲覧することができる。

ア 閲覧期間 令和3年4月15日（木）から令和3年6月4日（金）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで

（電子入札システムにおいては、午前8時00分から午後8時00分まで）

イ 閲覧場所 〒004-0855

札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

札幌市交通局庁舎3階

札幌市交通局事業管理部総務課契約係カウンター

## 11 入札及び開札の日時及び場所

### (1) 入札期間

ア 電子入札システムによる入札

令和3年6月3日（木）から令和3年6月4日（金）まで

（午前8時00分から午後8時00分まで。ただし、最終日は午後5時00分まで）

イ 持参による入札

令和3年6月3日（木）から令和3年6月4日（金）まで

（午前8時45分から午後5時15分まで）

ウ 郵送による入札

入札参加資格確認結果通知日から令和3年6月4日（金）まで  
（午後5時15分まで必着のこと）

(2) 持参又は郵送による入札書の提出場所

上記2に同じ

(3) 開札予定日時

令和3年6月7日（月）午前10時00分

(4) 開札場所

札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号 札幌市交通局庁舎5階 入札室

## 12 入札方法

(1) 入札書は、上記11に従い、電子入札システム、紙の持参又は郵送により提出すること。ただし、電子入札システムにより申請書を提出した場合は、原則として、電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者（特定共同企業体の場合はその構成員）が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札にあたっては、任意の3桁のくじ番号を記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(5) 1回目または2回目の入札を行った結果、札幌市交通局契約規程（平成4年6月5日交通局規程第17号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札書受付期間を改めて設定し、再度の入札を行う。

(6) 上記(5)にかかわらず、入札を行った結果、交通事業管理者が別に定める低入札価格に係る調査基準価格を下回る入札があったときは、交通事業管理者が別に定めた手続により調査を行い、落札者の決定又は再度の入札等を行う。

(7) 持参による入札書の提出について

- ア 持参により入札書を提出する場合は、入札書を工事費等内訳書と共に封筒に入れて封緘し封皮に入札者名、工事名（調達案件名）、開札の日時、「入札書及び工事費等内訳書在中」と記載の上、上記 11(1)に定める入札期間内に上記 2 の契約担当部局まで提出しなければならない。
- イ 入札書は、電子入札要領（電子入札様式 3）により、書面により作成するものとする。なお、特定共同企業体が入札する場合、入札者名は、特定共同企業体名及び代表者名を記載し、代表者が押印すること。
- ウ 入札書の提出にあたっては、本市により入札参加資格があることが確認された旨の上記 8 (5)に掲げる通知書の写しを持参すること。
- エ 入札書の提出にあたっては、アの封筒と共に、紙入札参加申出書（電子入札要領（電子入札様式 2））を併せて（封筒に入れず）提出すること。この場合、「3 電子入札システムを利用した入札参加が困難である理由」の「その他」欄には「政府調達協定対象案件」と記載すること。

(8) 郵送による入札書の提出について

- ア 郵送による入札書を提出する場合は、書留郵便で、上記 11(1)に定める入札期間に上記 2 の契約担当部局に到達するよう郵送しなければならない。
- イ 送付には二重封筒を用いることとし、入札書及び工事費等内訳書を中封筒に入れ封緘し、中封筒に入札者名、工事名（調達案件名）、開札の日時、「入札書及び工事費等内訳書在中」と記載すること。外封筒には、表面に「入札書及び工事費等内訳書在中」と朱書きし、郵送のあて名は「札幌市交通事業管理者（交通局事業管理部総務課契約係）」とすること。また、裏面には入札者名及び連絡先を記載すること。
- ウ 入札書の提出にあたっては、本市により入札参加資格があることが確認された旨の上記 8 (5)に掲げる通知書の写しを外封筒と入札書及び工事費等内訳書を入れた中封筒の間に入れて送付すること。
- エ 入札書は、電子入札要領（電子入札様式 3）により、書面により作成するものとする。
- オ 入札書の提出にあたっては、外封筒と中封筒の間に紙入札参加申出書（電子入札要領（電子入札様式 2））を併せて提出すること。この場合、

「3 電子入札システムを利用した入札参加が困難である理由」の「その他」欄には「政府調達協定対象案件」と記載すること。

(9) いったん提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回は認めない。

### 13 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

ア 納付（詳細は「入札保証金の取扱いに係る入札説明書」による。）

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証の予約の契約を締結した場合は、入札保証金を免除する。

イ 入札保証金の納付等及び入札保証に係る書類の提出期限  
別紙に定める。

ウ 入札保証保険及び入札保証の期間  
別紙に定める。

#### (2) 契約保証金

納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の算定において1円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。

### 14 工事費等内訳書の提出

(1) 第1回の入札書を提出するにあたり、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費等内訳書を電子入札システムによる入札の場合には電子ファイルにより、紙による入札及び郵送による入札の場合には、書面により添付すること。

(2) 工事費等内訳書の様式は公示用設計図書に示す本工事費内訳書又は総括内訳書とし、金額等を明らかにすること。

(3) 電子入札システムによる入札の場合、作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式並びにファイル名は、上記8(6)ア及びイに示すところ

によること。

#### 15 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

#### 16 工事費等積算内訳書の提出

落札候補者は、落札候補者となった入札金額の根拠を示す資料として、札幌市交通局が告示した工事設計書（見積参考）に記載されているすべての項目について積算し、工事費等積算内訳書を作成して、開札日の翌日までに書面により提出すること。様式は、札幌市交通局が告示した工事設計書（見積参考）に従い、金額等を明らかにすること。

#### 17 入札の無効

札幌市交通局告示第 97 号（令和 3 年(2021 年) 4 月 15 日）において示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札、札幌市交通局契約規程（平成 4 年 6 月 5 日、交通局規程第 17 号。以下「契約規程」という。）及び札幌市交通局競争入札参加者心得（平成 16 年 10 月 29 日事業管理部長決裁。以下「入札心得」という。）等において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、当局により入札参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時までの期間において参加停止措置要領に基づく参加停止を受けている者その他開札のときにおいて上記 5 に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

#### 18 落札者の決定方法

(1) 当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ札幌市交通局工事等低入札価格調査要領（平成 14 年 7 月 26 日管理者決裁。以下「低入札価格調査要領」という。）に定める調査基準価格を設けるものとし、契約規程第 7 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により上記 3 に示した工事に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認

められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札者とするところがある。

なお、低入札価格調査要領第9条の規定に基づく失格判断基準を設定する。

(2) 落札決定の結果については、電子入札システムにより通知する。電子入札を利用しない入札参加者に対しては、別途FAX等により通知する。

19 手続における交渉の有無

無

20 契約書作成の要否等

別添契約書案により、契約書を作成するものとする。

21 契約締結期限

落札決定の日から5日後の午後5時15分まで（5日には土曜日、日曜日及び休日を含み、最終日が土曜日、日曜日及び休日となる場合は、最終日以後に土曜日、日曜日及び休日以外の日となる最初の日の午後5時15分まで）とし、期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消すこととする。

22 前払金及び部分払金の支払方法等

(1) 前払金

契約金額の4割以内とする。ただし、前払金は、年度別の出来高予定額に応じて分割して支払う。

(2) 中間前払金

ア 契約金額の2割以内とする。ただし、支払済の前払金との合計金額が請負代金の10分の6を超えないこととし、年度別の出来高予定額に応じて分割して支払う。

イ 中間前払金の支払は、各年度において工期の2分の1を経過し、かつ、工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その出来形部分に相応する請負代金額の2分の1以上になったことを確認した後でなければ支払うことができない。

ウ 部分払金の支払を受けた場合は、中間前払金を請求することはできない。

ただし、各年度末に支払った部分払金は除く。

(3) 部分払金

ア 契約規程第 48 条第 2 項の規定による部分払金の支払回数は、本工事の工期日数を 90 で除して得た数（小数点以下切捨て）以内とする。ただし、前払金を支払った場合は 1 回を減ずる。

イ 中間前払金の支払を受けた場合は、部分払金を請求することができない。ただし、各年度末に限り部分払金を請求することはできる。

23 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 5 号に定められた同種工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無  
無

24 苦情申立て

本調達には、政府調達に関する協定の適用を受けるため、調達手続き等に関し、政府調達に関する協定に反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、書面にて札幌市入札・契約等審議委員会（連絡先：札幌市財政局管財部契約管理課、電話 011-211-2442）に対して苦情を申し立てることができる。

25 苦情申立てによる落札の取り消し

本工事については、札幌市入札・契約等審議委員会の提案等により、落札の取り消し、契約の締結又は執行の停止等をする場合がある。

26 関連情報を入手するための照会窓口

上記 2 に同じ

なお、工事の内容については、次の部局に照会すること。

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号

札幌市交通局高速電車部施設課建築係

電話 011-896-2747

27 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、本書に定めるもののほか、契約規程、入札心得、電子入札

要領その他関係法令を遵守すること。

- (3) 申請書類に虚偽の記載をした場合においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、上記5(8)に掲げる配置予定技術者経歴書に記載した配置予定の技術者を契約した工事の現場に配置すること。
- (5) 電子入札システムを利用してこの入札に参加する場合、上記8及び12、14について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面での提出を希望する者は、電子入札要領の定めに従い入札に参加すること。
- (6) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務づけられた工事である。
- (7) この工事にかかる部分引渡しの指定部分及び履行期間について、以下のとおりとする。

（部分引渡し指定部分）

- ア 令和4年11月30日まで（工場・変電設備棟、車庫1）
- イ 令和7年1月17日まで（工場、工場・事務所棟）
- ウ 令和7年11月30日まで（車庫2、業務車庫・砂庫）